



|              |   |
|--------------|---|
| Title        | 一九一六年のイギリス輸出入禁止政策と日本外交：戦時経済協力と通商・産業利益擁護の狭間で                                 |
| Author(s)    | 森川, 正則  |
| Citation     | 阪大法学. 2005, 55(3,4), p. 463-487   |
| Version Type | VoR   |
| URL          | <a href="https://doi.org/10.18910/54744">https://doi.org/10.18910/54744</a> |
| rights       |   |
| Note         |   |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 一九一六年のイギリス輸出入禁止政策と日本外交 ——戦時経済協力と通商・産業利益擁護の狭間で——

森川正則

## 一はじめに

二 連合国パリ経済会議と日本

三 一九一六年三月・四月の輸出入禁止令への対応

四 一九一六年一〇月の輸入禁止令への対応

五 おわりに

## 一はじめに

本稿は、一九一六年にイギリスが採った輸出入禁止政策への対応に焦点を当て、第一次世界大戦期の日本外交を通商・経済との関連において考察するものである。

大戦の勃発をうけ、日本政府（第二次大隈重信内閣）は一九一四年八月、日英同盟にもとづき「連合国の一員」として参戦した。とはいっても、他の連合諸国と違い、日本は過酷な総力戦と戦時体制を経験したわけではない。日本

が経験したのは、太戦景気とも称されるかつてない経済成長であったことは周知の通りである。鉄鋼・造船・海運といった重工業部門が著しい成長を遂げ、輸出貿易の躍進は大戦前に直面していた国際收支危機を一気に解消させたのであった。<sup>〔1〕</sup>一方、主戦場のヨーロッパでは戦争が長期化して総力戦へと変貌していた。連合国側も同盟国側も総力戦を戦い抜くべく、戦時経済統制を強めていた。また、連合国側は経済面での結束強化に乗り出し、日本にも理解と協力を求めた。一九一六年六月、フランスの提唱で開催された連合国パリ経済会議には日本政府も招請を受けて参加したのである。<sup>〔2〕</sup>

しかし、連合諸国の戦時経済政策に協力するという場合、躍進一途の経済に悪影響を及ぼすのではないかという懸念が日本社会にあつた。この懸念が外交に反映された場面こそ、本稿で取り上げるイギリスの禁輸政策への対応過程に他ならない。自由貿易主義に立脚して国際経済をリードしてきたイギリスも、戦時経済統制の一環として輸出入禁止を実施せざるを得なかつた。パリ経済会議への参加とちょうど時同じくして、日本はイギリスの禁輸政策への対応に迫られることになったのである。

本稿は、大戦下の通商・経済問題に着目して日本外交について新たな知見を得る試みである。ここで中心的な問題関心としてあるのは、「連合国の一員」としての日本の姿である。「連合国の一員」たる日本と大戦との関係については、平間洋一氏がイギリスなど連合国との軍事作戦協力に焦点を当て、海軍の対応を中心多く論じてゐる。<sup>〔3〕</sup>これに対して本稿では、あまり知られていないイギリスの禁輸政策への対応をパリ経済会議参加と絡めて論じ、「連合国の一員」たる日本の外交態様を探つてみたい。結論を先取りすれば、パリ経済会議で求められた戦時経済協力と通商・産業利益擁護の狭間で、日本外交が後者に傾く姿が浮かび上がる。その際、イギリスの禁輸政策への対応を巡り、外務省中央と出先（駐英大使）の意見対立が浮上していくことも明らかになる。

## 二 連合国パリ経済会議と日本

連合国パリ経済会議は、ドイツなど同盟国に対する通商禁止、戦時・戦後における連合国間の経済協力関係の構築を目指すものであった。会議は六月一四日から一七日まで開催され、（一）戦時に対する措置、（二）連合国間の商業・工業・農業・海運業回復期間に対する過渡的措置、（三）連合国間の共助および協力に関する永久的措置の三部分から成る諸決議が採択された。<sup>(4)</sup> この会議には提唱国フランスをはじめ、イギリス・ロシア・イタリア・ベルギー・ポルトガル・セルビア、そして日本の八ヶ国が参加した。

会議開催にあたって日本は一月一六日に招請をうけ、大隈内閣は一八日に参加を閣議決定した。<sup>(5)</sup> この閣議決定では、戦後をにらんでイギリス・フランスと密接な経済関係を有することが得策であるとしている。そこで四月一五日、阪谷芳郎元蔵相を委員長とする特派委員が選定された。<sup>(6)</sup> しかし、出発にあたって阪谷に与えられた訓令内容を見ると、会議に対する日本政府の消極的な態度がうかがえる。すなわち、「帝国の為には此際成るべく将来経済上の活動を羈束するか如き措置を避くるの得策」<sup>(7)</sup> というのである。

参加を早々に決定したにもかかわらず、会議に対して消極的態度をとった理由として二つ考えられる。まず一つは、フランスからの議案到着が遅く、準備と方針決定にあたっての情報自体が乏しかったことである。<sup>(8)</sup> もう一つ本稿で着目したいことは、特派委員を決定し阪谷に訓令を与えた時期である。ちょうどこの時期、戦時経済統制の一環として輸出入禁止措置を採っていたイギリスに対し、日本は禁輸緩和交渉を行っていた。会議で連合諸国が禁輸政策で足並みを揃えた場合、日本としてはその影響が及ぶことを極力回避する必要があった。会議開催直前、阪谷は松井慶四郎駐仏大使を通じて石井菊次郎外相に、「本会議に於ては可成受動的態度を保ち帝国将来の行動に拘束

を受ける様<sup>(9)</sup>」<sup>注意</sup>すると述べていた。阪谷は輸出入禁止について、「帝国に於て特に必要な物品の輸出許可に付途を開き並英仏両国に於ける輸入禁止が帝国の輸出に多大の影響を与へたる事情を述べ是又相当の途を開くべきことを主張し帝国の希望を明らかにし」<sup>(10)</sup>たいと考えていた。これに対して石井外相は、日本側の輸出入解禁希望物品を国別ごとに伝えていた。

このように、日本は「連合国の一員」とはいえ、輸出入禁止が及ぼす影響への懸念からパリ経済会議に消極的な態度をとったと考えられる。このとき、経済界や世論の動向が政府の消極的態度の背景に存在していたことも見落とせない。各地の商業会議所は会議に対する要望事項として、イギリスの輸出入禁止緩和を求めていた<sup>(11)</sup>。関西では京都の主唱で六会議所から成る関西商業会議所連合経済調査会（京都・大阪・神戸・名古屋・和歌山・四日市）<sup>(12)</sup>が組織され、連合諸国による輸出入禁止を経済調査項目の第一に挙げていた。加えて新聞も、イギリスの戦時経済政策の動向やパリ経済会議に参加することの得失を論じていた。イギリスの経済政策については自由貿易政策から保護主義的政策への変化が生じ、最近になってその傾向がますます強まっていると指摘されていた<sup>(13)</sup>。イギリスなどの連合国が戦時経済政策を強化する中、日本がパリ経済会議に参加しても益するところはなく不利な義務を背負わざるだけではないかという懸念があつた。そこで、日本が会議参加にあたつて重視すべき喫緊の問題として、「諸国政府先づ其輸出禁止令及輸入禁止令を我國民の為めに解除せざるべからず」<sup>(14)</sup>ことが論じられていたのである。

とはいゝ、会議は戦時・戦後における連合国間の経済協力の緊密化を目的とするものであり、輸出入禁止は戦時経済運営の一環に他ならない。それゆえ、日本が官民ともに求めていた禁輸緩和が会議で達成されたわけではなかつた。日本は会議に対して消極的態度をとり続ける一方、一二国間交渉による禁輸緩和を目指した。そこで以下では、一九一六年中における日本の対英禁輸緩和交渉を跡付けることにする。

### 三 一九一六年三月・四月の輸出入禁止令への対応

#### (二) 三月の輸入禁止令を巡って

大戦開始以来、イギリスなど連合国は軍需品や食糧の輸送に供すべき船舶の不足（ないし船腹の不足）に苦慮していた。この状況に拍車をかけていたのが、ドイツ潜水艦（Uボート）による通商破壊活動であったことは言うまでもない。<sup>(16)</sup>

イギリスでは民間船舶の徵發を皮切りに、船舶利用と海運に対する統制が拡大していく。一九一六年一月に創設された船舶統制委員会は統制の一環として、不要不急ではない物品の輸入制限を提言していた。<sup>(17)</sup>そこでイギリス政府（アスキス連立内閣）は、一九一六年二月から三月にかけて輸入禁止令を布告することになった。<sup>(18)</sup>井上勝之助駐英大使が報告している通り、「船腹補給の問題は今や軍国経済上的一大問題となり来りたる」<sup>(19)</sup>状況であった。井上大使は輸入制限について、「今後の形勢如何に依りては右輸入制限の範囲拡大せらることなきを保し難し」と見ていた。

井上の予想通り、イギリスの輸入制限は拡大し日本にも影響するところとなつた。日本で深刻な問題として受け止められたのは、三月三〇日布告の輸入禁止令であつた。三〇日の禁止令対象品目には、綿製品・毛織物・玩具・陶磁器・木材といった日本の重要輸出品が数多く含まれていたからである。ただし、禁止令は全面的な輸入禁止ではなく、一定の輸入特許条件も設けられていた。すなわち、三月二四日時点で代金支払済か輸送中の商品に限り、輸入を特許するというものである。<sup>(20)</sup>輸入特許手続に関しては、三月一五日以前発行の信用状がカバーする貨物につき、同日以前に生産地から発送されたことを証する書類をイギリス税関に提示することで特許を与えることが伝え

られた。<sup>〔21〕</sup>

しかし、この代金支払済商品に限るという輸入特許条件が問題となつた。というのも、当時の日英間の商取引においては、契約時（ないし注文時）より數カ月後に代金を支払うのが一般的であった。<sup>〔22〕</sup>つまり、代金支払は未了でも、注文を受けて製造中もしくは製造が完了した商品が少なくなつたわけである。それゆえ、農商務省は商工業者が蒙る打撃の大きさを重視し、二月二十四日時点での契約済商品についても輸入特許を得るべく、外務省に交渉を要請した。<sup>〔23〕</sup>

農商務省の交渉要請の背後に、民間商工業者や経済団体からの禁輸緩和要求があつたことは想像に難くない。上山満之進農商務次官は幣原喜重郎外務次官に、「我商工業者の苦痛一方ならず各方面の陳情請願絶えざるの状況」を伝えて「本件目的貫徹」を主張した。<sup>〔24〕</sup>例えば、横浜輸出協会の陳情書<sup>〔25〕</sup>を見ると、日英間の商取引慣行を無視した禁輸令に対する強い批判と撤廃要求が記されている。また、先にも論じたように、各地の商業会議所はパリ経済會議への要望事項としてもイギリス禁輸問題を取り上げていた。

それでは、外務省はイギリス輸入禁止問題にどのように対応したか。簡潔に言えば、外務省は経済界と農商務省の要求に言わば忠実に交渉を行なうことになった。輸入禁止に関する経済界の照会・陳情は農商務省を通じて外務省に間接的に伝えられただけでなく、主管の通商局（局長は坂田重次郎、一〇月からは中村巍）にも直接寄せられていた。<sup>〔26〕</sup>このときの外務省は、噴出する様々な経済利害の“吹き溜まり”と化していたと言える。そこで、石井外相は井上駐英大使に次のように訓令している。「奢侈品」以外の商品輸入については「寛大なる手心を以て許可を与へらる、様」<sup>〔27〕</sup>に求め、契約済商品輸入特許を得るよう指示したのである。

石井の訓令をうけて井上は四月五日にグレイ外相と会談する。しかしグレイは、禁輸令の適用で日本のみを特別

扱いすることはできないと述べた。このときグレイはまず、禁輸目的を戦時では必要度の低い「奢侈品」の禁庄と捉えていた日本側の認識を正した。その上で、禁輸目的が軍事上または必要物資の補給上の難問となっている船腹不足の調節にあると説明し、日本側の理解を求めた。この回答に対し井上は、日本品は日本船で輸送していることに鑑み、禁輸はイギリス側が言う船腹調節に資する所があるのかと反論した。また、禁輸品目の輸出はイギリス側の需要に応じたものであるとともに今後も発展の見込みが大きいだけに、禁輸は日英貿易に多大の打撃をもたらすと主張した。

さらに井上は「一日、ランシマン商務相とも会談している。井上はグレイとの会談における主張を繰り返すが、ランシマンの回答も同じで、「我要求応諾の困難なるを反復し議論長引きたる」<sup>(29)</sup>ことになった。この会談で見逃せないのは、ランシマンが「今回の禁止令の結果従来商品を輸送せる日本船に今後船腹<sup>(30)</sup>余裕を生し以て英國側の必要とする食料其他軍需品の輸送に資すべき」と述べた点である。イギリス側は輸出貿易に従事する日本船を軍事輸送に振り向けることを望んでいたことが分かる。しかし、日本船で輸送する商品の禁輸が船腹調節には資さないという井上の反論からして、船舶を軍事輸送に供する考え方など日本側になかったと考えられる。日本側はあくまでも通商・産業上の利害を重視し、契約済商品すべての輸入特許を求めたのである。

そこでイギリス政府は井上に日本側要求に対する商務省の覚書を渡した。<sup>(30)</sup>この覚書は、イギリス側が再三述べたことをまとめたものであった。覚書によれば、契約済商品に関しても輸入特許を与えれば引き続き多大の物品流入を許し、重要急務である船腹調節におけるイギリス政府の努力は失敗に帰すとしていた。

しかし、井上から覚書を受け取つても外務省中央の態度は変わらない。石井外相は次のような事情と理由を挙げ、<sup>(31)</sup>契約済商品輸入特許の正当性を改めて訴えた。石井いわく、イギリスの注文をうけて準備した商品であるから顧客

の趣味に相違がある他国へ仕向けることはできない。また、禁輸品目には船腹調節という趣旨に照らして関係ない品目も含まれている。何より主義の問題として、禁止令はすでに適法かつ善意に成立した契約を「国家の公力」でもつて破棄するもので、何ら損害救済を講じないのは不當であるとのことであった。

このように、三月の輸入禁止令についてイギリス側は船腹調節という戦時経済上の要請を強調する一方、日本側は「国家の公力」による措置が通商・産業に打撃を与えることを批判した。双方の主張は折り合いにくいものであつたが、イギリス側はある方式でもつて妥協を図ることにした。その方式とは、日本側が輸入特許を求めた契約済商品について一定の積み出し猶予期間を設定するというものである。つまり、禁止令発布日（三月三〇日）に契約済で、一〇月一日までの六ヶ月間に日本から積み出されたものに限つて輸入を特許することにした。<sup>〔32〕</sup>

七月に新しく駐英大使となつた珍田捨巳の報告<sup>〔33〕</sup>によれば、この方式は前任の井上が「一己の思付」としてグレイ外相に示したものであった。井上は五月三〇日における会談で、「本件妥結の方法として例えは輸入禁止発令後三ヶ月乃至四ヶ月と云ふか如き相当の期限を付し右期限内に限り発令前注文済みの日本品に対し輸入特許を与ふることとするか如きお自ら一種の解決策ならざるか」と述べていた。グレイもこれを「妙策」とし、ランシマン商務相と話し合うと井上に答えていたのである。

以上のように、三月のイギリス輸入禁止令を巡つて行われた日本の禁輸緩和交渉は、契約済商品の積み出し猶予期間設定という方式で妥結した。ただし、この過程で浮かび上がつたのは、イギリスにおける戦時経済上の必要措置に対して通商・産業利益擁護を重視し続けた日本側の態度である。このような態度は、四月にイギリス政府が発した鉄鋼材輸出禁止令への対応過程でも見て取れる。

## (二) 四月の輸出禁止令を巡って

四月一四日、イギリス政府は鉄鋼材（銑鉄・鋼鉄類・鉄道材料・造船材料）の輸出禁止令<sup>34)</sup>を布告した。特に造船材料の輸出禁止は、著しい成長を遂げていた日本の造船業界にとつて重大な問題として受け止められた。

イギリスからの造船材料輸出は、輸出禁止令発表前からすでに滞りがちであった。一九一五年二月、川崎造船所・鈴木商店・三井物産は注文済造船材料の輸出を促すべく、イギリスへの交渉を願い出ていた<sup>35)</sup>。このとき、造船・貿易会社は型鋼と呼ばれる造船材料の輸出促進を求めていた。通信省の若宮貞夫管船局長は、会社ごとの注文内容を取りまとめて幣原外務次官に伝えた<sup>36)</sup>。そこで外務省は井上駐英大使を通じて輸出促進交渉に着手することになった。

しかし井上によれば、注文済造船材料の輸出促進は難しいとのことであった。というのは、「英國政府に於て自國軍艦商船の建造を以て焦眉の急務となし居る」<sup>37)</sup>状況であったからに他ならない。井上からすれば、イギリスが船舶不足に苦慮し造船能力強化に躍起となっていることに鑑み、「此際同政府に於て一部にても我當業者の希望を容ることことならば非常の好都合と思はるる位」であった。

イギリス側では型鋼の製造輸出については認めたものの、型鋼以外の鉄鋼材輸出を禁止したのである。そこで箕浦勝人通信相は石井外相に対し、「同盟国との情誼に鑑み我造船業者の窮状に同情し特別の取扱いに出つる様殊に注文済に係るものに付ては自由に供給する様英國政府へ至急交渉<sup>38)</sup>」するよう要請した。一方、日本側要求の一部でも叶えば好都合と考えていた井上にとつては、注文済造船材料すべての供給は過大な要求であったと思われる。実際、井上がグレイ外相から伝え聞いたところによると、ロイド・ジョージ軍需相は「英國及び同盟諸国陸海軍の急務のため本件請求には応し難し」との意見であった。ただ、グレイが軍需品供給や船舶建造という点で「同盟諸国共同

の利益に帰すことに鑑み」再考を求めたところ、時間を要するも日本側請求材料は引渡すようにしたいとの回答を得た<sup>(39)</sup>。しかし、それでもなお湯河元臣通信次官は幣原外務次官に、「型鋼のみならず其の外の造船材料と雖先に交渉開始の際契約済に係るものは全部供給を得る様」に交渉を求め続けた<sup>(40)</sup>。

三月の輸入禁止令の場合と同様、契約済造船材料すべての供給を求める通信省の背後に、造船・貿易業界の輸出禁止緩和要求が存在していた。五月一一日、川崎造船所や鈴木商店など一四の造船・貿易会社が連名で「御願」を通信相に提出している<sup>(41)</sup>。また、鉄鋼材輸出禁止に対しては新聞も批判的な論陣を張っていた。批判の理由は、同じ「連合国の一員」である日本の工業生産力に悪影響を及ぼすことが「連合国協同の大精神に反する」<sup>(42)</sup>というものであった。日本の新聞紙上での大さきについては、駐日イギリス大使館（グリーン駐日大使）が輸出禁止はやむを得ない措置であると表明せざるを得ないほどであった<sup>(43)</sup>。

このように造船・貿易業界の禁輸緩和要求と新聞紙上での大さきについては、駐日イギリス大使館（グリーン駐日大使）が輸出禁止はやむを得ない措置であると表明せざるを得ないほどであった<sup>(43)</sup>。

このように造船・貿易業界の禁輸緩和要求と新聞紙上での大さきについては、駐日イギリス大使館（グリーン駐日大使）が輸出禁止はやむを得ない措置であると表明せざるを得ないほどであった<sup>(43)</sup>。

そもそも、交渉にあたった駐英大使側にとつて政府中央の要求は過大で実現困難なものであった。井上に代わつて交渉を引き継いだ珍田は鉄鋼材輸出解除について、「果して我希望の満足を得るに至るや頗る疑問」と考えていた。型鋼の製造輸出許可にしても、「畢竟同盟の誼に鑑み自身の不便を忍び我方の希望に応し呉れた」のであり、「例外的に非常の譲歩を以て」与えたものである。ゆえに、注文済造船材料すべての輸出解除について、「型鋼材料と同様の好意的待遇を与へ得る見込なき」はずであった。このとき珍田は、七月に開始されたソンム攻勢以後の

戦<sup>(47)</sup>局に言及し、「英國所要の軍需材料益々増大し當國自身鉄鋼材を要すること一層急を告げ來り居る現状」を伝えた。珍田はイギリス側の回答について、「当然の成行と申すの外なく乍遺憾此際我希望貫徹の見込全然無之」と報告したのである。

珍田の眼には外務省中央の訓令内容が、過酷な總力戦に直面し戦時經濟統制の強化を余儀なくされているイギリスの現状を解さないものに映っていたであろう。しかし、大戦下で拡大する通商・産業利益の擁護に重きを置く外務省中央の態度はその後も変わらない。次に論じる一〇月のイギリス輸入禁止令を巡っては、外務省中央と珍田の意見対立が一層浮き彫りになるのである。

#### 四 一九一六年一〇月の輸入禁止令への対応

##### (一) 契約済商品輸入特許か一律輸入特許か

三月の輸入禁止令対象品目の一つであつた綿製品のうち、対象外となっていたものがあつた。それはメリヤス（莫大小）である。メリヤスとは肌着・靴下・手袋など伸縮性に富む綿製品で、この業種は大戦期の日本で急速に成長していた。未曾有の盛況にあつた日本製メリヤスはアジア市場への輸出を伸ばすとともに、ヨーロッパ市場にも進出していた。対ヨーロッパ輸出のうち、特に対イギリス輸出の増加が目覚しかつた。日本製メリヤスの対イギリス輸出は一九一六年に入つてから総輸出額の三分の一強を占め、一九一五年度輸出の倍額以上の盛況ぶりであった<sup>(48)</sup>。

ところが、イギリス政府は一〇月三日、メリヤスを含む輸入禁止令を発したのである。禁止令では、三月の輸入禁止令同様、イギリス商務省の特許を得たもの以外の商品輸入を禁止するとしていた。輸入が特許されるのは、一

○月三日時点で製造地を離れ、同日以前に代金支払済か信用状発行済の商品であった。<sup>(49)</sup> イギリス商務省ではこの時も、契約済（注文済）でも代金支払が終わっていない（もしくは信用状を有しない）商品を特許対象としない方針であった。

珍田駐英大使は、禁止発令後六ヶ月以内の日本からの積み出しを条件に契約済商品の輸入特許を得る方針を外務省本省に伝えた。<sup>(50)</sup> 珍田は三月の輸入禁止令への対応にならい、今回も積み出し猶予期間の設定でもって交渉をまとめようとしたわけである。政府中央も当初は珍田と同じ方針で対英交渉に臨むつもりであった。上山農商務次官は賛成の意向を幣原外務次官に伝えるとともに、石井外相は珍田の交渉を賛同した。<sup>(51)</sup> しかし間もなくして、政府の交渉方針は一転する。石井外相は契約済商品輸入特許方針に代えて、一律輸入特許方針による交渉を珍田に指示したのである。<sup>(52)</sup> 一律輸入特許とは、禁止令公布前における契約の有無に関係なく日本製メリヤスすべての輸入を求めるものであった。これは、事実上の全面解禁要求に等しかった。

政府の交渉方針転換の背景には、やはり民間経済団体の陳情があつたことは言うまでもない。ただし、政府の要求が事実上の全面解禁にまではね上がつたことが物語る通り、メリヤス輸入解禁を求める民間経済団体の活動は三月の輸入禁止令のとき以上に激しかつた。輸入解禁運動にいち早く動き出したのは、関西の経済団体である。大阪莫大小タオル同業組合や神戸貿易同業組合が石井外相に宛てて陳情書を提出し、輸入解禁交渉を強く求めた。<sup>(53)</sup> いざれの陳情書もまず、巨額の資金を投じて業務規模の拡張を図ってきたメリヤス業界の現状を述べている。加えて、メリヤス業に従事する職工数の増加に言及している。神戸貿易同業組合の陳情書が言うには、「現時関西に於ける職工は殆んど十六万人の多きを算する有様にして而かも其過半は英國向製品に従事」しているとのことであつた。そこで陳情書は、今回の輸入禁止令がもたらす影響として、メリヤス製造業者の倒産と職工の大量失業を指摘する。

すなわち、「当業者は多大の影響を受け特に製造業者の倒産之れに従事する職工の失業等続出し我が産業に多大の損害」が出ることが危惧され、強調されたのである。<sup>(54)</sup>また、大阪・神戸の団体に続き、関東の団体も解禁運動に乗り出した。横浜輸出協会や東京莫大小同業組合も政府に陳情書を提出している。<sup>(55)</sup>その際、東京莫大小同業組合は大阪の同業組合と連絡を取りながら運動に乗り出し、各地の同業組合に呼びかけて全国大会の開催を計画していた。<sup>(56)</sup>さらには大日本紡績連合会が陳情書を提出し、商業会議所（東京・横浜・京都・大阪・神戸）代表者も輸入解禁を求めて諸方面に働きかけた。<sup>(57)</sup>

このように、経済界でメリヤス輸入解禁運動が拡大する中、政府の交渉方針は転換を余儀なくされたわけである。交渉方針の転換に際して石井外相は、「本邦当業者は俄然悲境に陥り此に放任せば倒産するもの数多あるべき形勢」<sup>(58)</sup>にあるとし、業者の「倒産」に言及していた。また、大隈内閣に代わって寺内正毅内閣が成立（一〇月九日）した当初、外相を兼任した寺内首相も「関係者の窮状は今や極度に達しつゝあり」とし、<sup>(59)</sup>契約済商品輸入特許くらいいでは関係商工業者の「窮状」を救済し得ないと説明していた。

一方、政府の方針転換に当惑したのが珍田駐英大使である。禁止発令前契約済商品について輸入特許を得ようとしていた珍田にとって、「当業者願出の如きは到底貫徹の見込なき」<sup>(60)</sup>ものであった。加えて、「其趣旨（積み出し猶予期間設定による発令前契約済商品輸入特許－筆者注）より一変するの態度に出つるは如何にも懸引を弄するが如き印象を与え将来に不利益なり」と難色を示したのである。

こうして一〇月の輸入禁止令への対応過程では、外務省中央と珍田駐英大使との意見対立が浮き彫りになった。ここで注目しておきたいのは、双方ともパリ経済会議における「相互共助」の精神と関連付けながら主張を展開していることである。

寺内首相兼外相は、日本の通商・産業に悪影響を及ぼす措置が「相互共助」の精神に反し、国民の対英感情悪化を招きかねない主張した。すなわち、「英國政府今回の措置の如きは先に巴里経済会議に於て決議したる相互共助の精神に悖るの嫌なきに非ず従て英國側に於て本件につき慎重なる考量を加へられ本邦側の熱望を拒斥するに於ては或は一般国民の対英感情上面白からざる結果を來すの懸念あり」<sup>(61)</sup> というのである。

寺内の主張に対し、珍田は次のように反論した。珍田いわく、イギリスが採った措置は「實に戦の勝敗にも関する國家の要務に根源」<sup>(62)</sup> し、特に「船腹の欠乏は英國の現在最も苦しむ所にして其の影響は既に食料品にも及ぼし居る」状況に由来する。しかも、その措置は諸外国だけでなくイギリス植民地にも適用されるものゆえ、日本が苦情を差し挟む余地も根拠もない。以上の説明を踏まえて珍田は、「成るべく之に同情ある態度に出て其の実行を容易ならしむるこそ巴里会議の根本たる相互共助の精神に副ふ所以なるへしと存す」と主張したのである。

## (二) 輸入禁止令の実施延期と積み出し猶予を巡つて

珍田駐英大使は外務省中央の態度に批判的であつたが、一律輸入特許が中央の交渉方針である以上はそれに従わざるを得なかつた。その際、珍田は寺内首相兼外相から、日本郵船会社の取調べにもとづく船腹利用状況を交渉材料として受け取つて(<sup>(63)</sup>いる。寺内の知らせでは、最近六ヶ月間においてヨーロッパ向け輸出に使用する船舶へのメリヤス積載割合はわずか六分強に過ぎないとのことであった。

この知らせを受けた珍田はグレイ外相とランシマン商相と会談し、日本側の要求を伝えた。<sup>(64)</sup>しかし、イギリス側にとつて一律輸入特許とは「本禁令全体の瓦解を意味」するゆえ、日本側の要求には応じ得なかつた。一方、珍田は、近時の船腹利用状況に鑑みればメリヤス輸入禁止はさして船腹調節に資するところはないとして再考を求めた。

しかしランシマンは、メリヤス輸出に利用されている「之の僅々六分の船舶すら食料及軍需材料等の供給（航路途中英國殖民地より）に是非利用したき境遇に在り」（括弧内は原文）という立場を力説したのである。ただ、イギリス側は日本の一律輸入特許要求には応じ得ないとする一方で、譲歩の姿勢も示した。すなわち、輸入禁止令実施を明年（一九一七年）一月一日まで延期し、一二月三一日までは無条件に輸入を認めるという措置である（一月一一日にイギリス商務省告示で発表<sup>65</sup>）。

しかし、政府は輸入禁止令の実施延期に満足するどころか、不満を募らせた。上山農商務次官は、イギリス政府の禁止令実施延期方針では日本の関係商工業者の苦痛を緩和し得ないとした。そこで上山は、日本製メリヤス輸入については明年一月一日以後さらに六ヶ月の積み出し猶予期間を認める様に幣原外務次官に交渉を要請した。寺内首相兼外相は、この農商務省の要請通りに珍田駐英大使へ交渉を指示した。<sup>66</sup>このとき政府の念頭にあったのは、日本品と同様にイギリスを輸出先としていたアメリカ品との関係であった。農商務省では日米両国商品の対英輸送日数を比較した上で、輸入禁止延期から日本品が受ける利益はアメリカ品と比べて乏しいと判断した。<sup>67</sup>ゆえに、日本品については明年一月一日以後さらに六ヶ月の積み出し猶予を求めたのである。

日本政府は六ヶ月間の積み出し猶予を求めてイギリス側と交渉することになったが、この過程で政府中央と珍田駐英大使の意見の食い違いが再び生じた。珍田は一月二〇日にグレイ外相と会談した際、「既に注文済の日本大小」について六ヶ月以内の積み出しを条件とする輸入特許を求めた。<sup>68</sup>一方、外務省中央は「既に注文済」の商品に限局した珍田の交渉に異を唱えたのである。一月二二日に寺内に代わった本野一郎外相いわく、今回求めていた猶予内容は三月の輸入禁止令に対するものとは「基礎を異にし注文済みと否とを問はざる趣旨」であった。加えて本野は、「猶予期間の意味を我より局限して既に注文済のもののみに限られたるに付ては当方の考案と齟齬を生

じたる次第なり」と批判した。つまり、三月の輸入禁止令にならって契約済商品の積み出し猶予を得ようとした珍田と、契約の有無を問わない一律猶予を要求した政府中央との「齟齬」が再び生じたわけである。

政府中央の考え方に対し珍田はやはり難色を示した。すなわち、「契約の有無に不拘一律猶予と曰ふが如き即ち前回以上の特典を求むる」ことは「事件の解決を遷延するのみ」<sup>(70)</sup>で、一律猶予という前回とかけ離れた要求は差し控える様に主張した。加えて珍田は、積み出し猶予期間の起算日である輸入禁止令発令日について、一〇月二日から六ヶ月間とする方が妥当であると述べた。というのは、明年一月一日から六ヶ月とした場合、実質九ヶ月間の猶予となりイギリス側の同意は得がたいと考えたからであった。しかし、猶予期間の起算日についても本野外相は、「日本品を他国に比して不利益なる地位に置くもの」とし、珍田の意見を批判したのである。<sup>(71)</sup>

珍田は外務省中央との「齟齬」を抱えながら、一一月二七日にランシマン商相と会見した。<sup>(72)</sup> ランシマンは発令前注文済品について、一〇月二日から六ヶ月以内の積み出しを条件とする特許方針を伝えた。このとき、珍田は積み出し猶予期間に関する外務省中央の要求を伝えたが、ランシマンの回答は珍田が予想した通りであった。すなわち、猶予期間を明年一月一日から起算した場合は事実上九ヶ月間の猶予となり、前回三月の輸入禁止令に対する措置を越えるということであった。ランシマンが珍田との会見で示した方針は、一一月二八日にグリーン駐日大使を通じても伝えられた。<sup>(73)</sup> そこで三〇日、本野外相はグリーンと会談した。本野は一律猶予を断念しながらも、本年中に注文済の商品については明年六月末日までの（つまり一月一日を起算日とする）積み出し条件の下に輸入を認める様、グレイ外相に伝えてもらいたいと依頼した。<sup>(74)</sup>

とはいっても、外務省中央もこれ以上の交渉継続は難しいとの認識に達するともに、対英関係の悪化も懸念し始めていた。すなわち、「此上交渉を重ねるも到底満足なる解決を期し難きのみならず却て帝国政府に於て英國当局大臣

の反覆縷述せる同国の立場を無視し徒に難きを責むるか如き感を与ふるに止まるの虞あり<sup>(75)</sup> 」といふ。よつて、「今後の成行を見て止を得すんば今次英國の決定せる所を容認して一先つ本件を落着せしむること、致度」としたのである。

日本側が「満足なる解決」を諦めてイギリス側の方針を受け入れる姿勢に傾いていたところ、一二月二十五日になつてグリーン駐日大使はイギリス政府がメリヤス輸入禁止撤回に決したことを本野外相に伝えた<sup>(76)</sup>。この輸入禁止撤回について、珍田駐英大使はラングレー外務次官との会談を踏まえ、次のように報じている。イギリス外務省は、「日英関係の大局より強硬に交渉を続けたる為商務省も終に多大のリラクタンスを以て我を折り茲に今回の所決を見るに至りたる次第なり」とのことであつた。珍田はイギリス外務省の「尽力」が「意外の成功を収むるに至」つたとし、その理由としてイギリスにおける政権交代の影響を指摘している。すなわち、「関係主務省に新空氣流入の結果に外ならざるへく謂わは今次の政変か偶然にも我方に仕合せしたる次第と思考す」と観察していた。「今次の政変」とはアスキス内閣に代わつたロイド・ジョージ内閣の発足であり、輸入禁止緩和交渉の相手であつたランシマン商相も閣外に去つた<sup>(78)</sup>。

しかし、珍田がイギリスにおける政権交代の副産物と捉えたメリヤス輸入禁止撤回も長くは続かない。むしろアスキスの戦争指導に不満を持つていたロイド・ジョージの新政権こそ戦争遂行上の要請を優先させ、戦時経済統制を強化していく。<sup>(79)</sup> 一九一七年一月に輸入禁止令が発せられたとき、メリヤスは再び対象品目に加わるのである。<sup>(80)</sup>

## 五 おわりに

本稿では、一九一六年六月の連合国パリ経済会議と時同じくして日本が直面したイギリスの輸出入禁止政策への

対応について論じた。

パリ経済会議は、戦時経済上の協力関係を密にすることを目的の一つとしていた。会議に参加した日本も「連合国の一員」として、連合諸国の戦時経済運営に協力することが求められた。しかし、戦時経済の一環たる輸出入禁止措置により、日本経済が打撃を受けることを避ける必要もあった。第一次世界大戦期の日本外交は、戦時経済協力（相互共助）と通商・産業利益擁護の狭間に置かれていたわけである。本稿が論じたイギリスの輸出入禁止政策への対応は、この狭間にあつた日本外交の姿を映し出している。

外務省はイギリスの措置に対し、通商・産業利益の擁護に傾斜した態度をとり続けた。その背景には、経済界と関係官庁（農商務省・通信省）からの強い禁輸緩和要求が存在した。特にメリヤス輸入禁止への対応が示す通り、外務省の交渉方針は経済界の主張に引きずられがちであった。さらに言えば、この問題に対する主管の通商局の存在感は希薄であった。イギリス禁輸問題への対応過程で通商局が独自の考案を練った形跡は窺えないのである。その結果、外務省中央は経済界や関係官庁の要求を出先に丸投げする格好になつた。<sup>81</sup> その際、日本経済に打撃を与えることがパリ経済会議における「相互共助」の精神に反するという論理で、外務省は禁輸緩和要求の正当化を図ろうとした。

しかし、出先は中央の交渉態度に批判的な眼差しを向けていた。特に珍田捨巳駐英大使は、戦時経済統制の強化を余儀なくされるイギリスに対して通商利害を押し出すことこそ「相互共助」の精神に反すると考えていた。そのため、外務省中央と出先との間で意見対立が生じることになった。この対立こそ、戦時経済協力と通商利益擁護の狭間に置かれていた大戦期日本外交の状況をよく物語つていると言えよう。

最後に、本稿を踏まえた若干の展望を述べておく。本稿で論じた一九一六年の禁輸緩和交渉は翌年も展開する。

二月のドイツ無制限潜水艦作戦開始により、イギリスが再三強調していた船舶問題は深刻さを増す。イギリスは輸入禁止を拡大実施し、メリヤスも再び輸入禁止となる。このとき日本は改めて禁輸緩和交渉を行うことになる。また、船舶問題の深刻化は造船材料輸出禁止問題にも影を落とす。日本は禁輸解除を再度求める一方、逆にイギリスから船舶提供を強く要請されるのである。一九一六年以上に厳しさを増す翌年のイギリス禁輸政策への日本の対応については、別稿に譲って考察したい。

- (1) 第一次世界大戦期日本の通商・経済の概観については、外務省監修『通商条約と通商政策の変遷』(世界経済調査会、一九五一年)一七七~二〇五頁、岡崎哲一『工業化の軌跡』(読売新聞社、一九九七年)七一~八三頁、石井寛治・原朗・武田晴人編『日本経済史』三・両大戦間期(東京大学出版会、二〇〇二年)四~九頁など参照。また、大戦期における海運・造船・鉄鋼業の連鎖成長については、岡崎哲一『日本の工業化と鉄鋼産業』(東京大学出版会、一九九三年)二〇~三〇頁参照。
- (2) 連合国パリ経済会議への日本の参加を扱っているものとして、鹿島守之助『日本外交史』〇 第一次世界大戦参加及び協力問題(鹿島研究所出版会、一九七一年)一八八~二〇頁、原田三喜雄『連合国経済会議参加と経済調査会』『西南学院大学経済学論集』第二三卷第三号(一九八七年二月)および同『近代日本と経済発展政策』(東洋経済新報社、二〇〇〇年)第三章、佐々木久信『連合国経済会議』と日本政府『国際関係研究』(日本大学国際関係学部国際関係研究所)第八卷第三号(一九八八年三月)、石井裕晶『中野武常と商業会議所』(ミュージアム図書、二〇〇四年)八四三~八四七頁を参照。
- (3) 平間洋一『第一次世界大戦と日本海軍』(慶應義塾大学出版会、一九九八年)、平間洋一・イアン・ガウ・波多野澄雄編『日英交流史一六〇〇~一〇〇〇』三・軍事(東京大学出版会、二〇〇一年)第四章を参照。
- (4) 前掲『通商条約と通商政策の変遷』一四九~二五二頁、『連合国政府経済会議採用決議文』原田三喜雄編『第一次大戦期通商・産業政策資料集』第一巻(柏書房、一九八七年)七六~七九頁参照。なお、パリ経済会議の決議案作成過程におけるイギリスの対仏交渉と通商政策構想については、秋富創『第一次大戦期の連合国・帝国会議とイギリスの通商政策

構想」[『社会経済史学』第六九卷第一号（二〇〇三年五月）七三一八〇頁]。

(5) 外務省編『日本外交文書』大正五年第三冊、一四一頁参照。

(6) 一九一六年四月一六日石井外相より松井駐仏大使宛、同前、一四四一四五頁参照。なお、阪谷特派委員長以外の特派委員は、田付七太（駐仏大使館参事官）、森賢吉（海外駐在財務官）、鶴見左右雄（農商務書記官）、矢部規矩治（大蔵技師）、田昌（大蔵書記官）、杉村陽太郎（駐仏大使館三等書記官）。

(7) 一九一六年四月一〇日大隈首相より阪谷連合国経済会議特派委員長宛、同前、一四五頁。なお、本稿では史料の引用にあたってカタカナをひらがなに直し、旧字体を適宜新字体に改めている。

(8) 原田前掲書、一六一頁参照。

(9) 一九一六年六月二二日松井駐仏大使より石井外相宛、前掲『日本外交文書』大正五年第三冊、一五七頁。

(10) 一九一六年六月一五日石井外相より松井駐仏大使宛、同前、一五九頁参照。このとき、イギリスに対する輸入解禁希望品としてブラシ・玩具・毛製品・陶磁器・木材が、輸出解禁希望品として鉄類および鉄合金類・機械・羊毛・トップ・苛性ソーダ・ニッケルが挙げられている。また、他の連合諸国に対する輸出入解禁希望品目も挙げられている。

(11) 前掲『第一次大戦期通商・産業政策資料集』第一卷、一一、一二頁参照。

(12) 京都府商工経済会編『京都商工会議所史』（同会、一九四四年）三〇七三一〇頁、名古屋商工会議所『名古屋商工會議所五十年史』（同所、一九四一年）三八五三八七頁参照。

(13) 『東京朝日新聞』一九一六年五月七日。

(14) 『東京日日新聞』一九一六年五月八日。

(15) 日本政府のパリ経済会議決議承認も他の連合諸国に比べて遅く二月二八日になつた。決議承認過程については、原田前掲書、一七三一七九頁参照。

(16) ドイツは、アメリカ（ウイルソン大統領）の抗議をうけて潜水艦作戦を一日は控えていた。しかし五月三一、六月一日のユトランド沖海戦後、ドイツは艦隊決戦ではなく潜水艦作戦の再開に乗り出す。ドイツはイギリス帝国の領静脈たる海上通商路を狙って船舶攻撃を増大させるのである（A・J・P・ティラー／都築忠七訳『イギリス現代史』I、みすず書房、一九六六年、五九頁参照）。

- (17) J. A. Salter, *Allied Shipping Control: An Experiment in International Administration* (New York: Garland, 1983, originally published: Oxford: Clarendon Press, 1921) pp. 64-65. たゞ、船舶統制行政は船舶統制委員会以外の特設委員会や商務省・海軍省などが、機構面で統一性を欠いていた。船舶統制機構の統一は、ロイムーン、マーク内閣による船舶会社の創設をまたなればならぬ。(J. Russell Smith, *Influence of the Great War upon Shipping*, New York: Oxford University Press, 1919, p. 159)。
- (18) 「一九一六年になつて」[一月]十五日、[二月]〇日、[三月]一〇日、[四月]二〇日、[五月]三〇日は輸入禁止令が布告され、(一九一六年五月)十五日山崎ロンドン総領事代理より石井外相宛「綿製品陶磁器玩具等英國輸入禁止ノ件」参照、外務省記録3.4.2.50-26「歐州戦争ノ経済貿易ニ及ホス影響報告雑件 英國輸入禁制品ニ関スル件」二、「外務省外交史料館所蔵」。
- (19) 「一九一六年」[一月]三日井上駐英大使より石井外相宛「[一月]国輸入品制限ニ関スル件」、外務省記録3.4.2.50-26-1「英國輸入禁制品ニ関スル件 補足」。
- (20) 外務省通商局編『通商公報』第三六卷第三〇一号(一九一六年)[一月]二〇日、不一出版・復刻版、一九九九年)参照。
- (21) 同前、第三七卷第三二〇号(一九一六年四月)七日 参照。
- (22) 「一九一六年三月三〇日井上駐英大使より石井外相宛、「歐州戦争ノ経済貿易ニ及ホス影響報告雑件 英國輸入禁制品ニ関スル件」一。以下、特に断らない限りはこの記録から引用・参照している。
- (23) 一九一六年四月一日上山農商務次官より幣原外務次官宛。
- (24) 一九一六年四月一七日上山農商務次官より幣原外務次官宛。
- (25) 横浜輸出協会「英國輸入禁止令に関し外務大臣並農商務大臣へ提出せる陳情書」、前掲「第一次大戦期通商・産業政策資料集」第一巻、一五頁参照。
- (26) 例えば、関西商業会議所連合経済調査会の組織を提唱した京都商業会議所は、輸入禁止令についていち早く照会している(一九一六年三月三一日京都商業会議所より外務省通商局長宛参照、前掲「英國輸入禁制品ニ関スル件 補足」)。
- (27) 一九一六年四月四日石井外相より井上駐英大使宛。
- (28) 一九一六年四月六日井上駐英大使より石井外相宛参照。
- (29) 一九一六年四月二二日井上駐英大使より石井外相宛。

- (30) 一九一六年五月一日井上駐英大使より石井外相宛、五月一日井上より石井宛「輸入禁止問題ニ関スル覚書写送付ノ件」参照（後者は「英國輸入禁制品ニ関スル件」補足」所収）。
- (31) 一九一六年五月一〇日石井外相より井上駐英大使宛。
- (32) 『通商公報』第四〇巻第三三三号（一九一六年七月一七日）参照。その際、日本側輸出業者が所定事項（氏名・イギリス側注文主名・物品の明細など）をイギリス領事館に七月三一日までに申し出ることとした（『通商公報』第四〇巻第三三四号、一九一六年七月二〇日参照）。
- (33) 一九一六年七月三日珍田駐英大使より石井外相宛。
- (34) 『通商公報』第三七巻第三〇八号（一九一六年四月一〇日）参照。この禁正令では三〇日までに波止場到着の貨物に限り輸出を許可し、それ以後は特許を要するとしていた（『通商公報』第三八巻第三二一号、一九一六年五月一日参照）。
- (35) 一九一六年一月三日上山農商務次官より幣原外務次官宛添付「英國ニ註文シタル造船材料取引ニ関スル歎願書」（一九一五年一二月三一日、川崎造船所・鈴木商店）「英國ヨリ造船材料輸出交渉御願」（一九一五年一二月二二日、三井物産）参照、外務省記録3.4.2.50-13「歐州戦争ノ経済貿易ニ及ホス影響報古雜件 英國輸出禁制品ニ関スル件」二ノ三（以下、特に断らない限りはこの記録から引用・参照している）。
- (36) 一九一六年一月二八日若宮通信省督船局長より幣原外務次官宛参照。
- (37) 一九一六年二月三日井上駐英大使より石井外相宛。
- (38) 一九一六年四月一九日箕浦通信相より石井外相宛。
- (39) 一九一六年四月三〇日井上駐英大使より石井外相宛。
- (40) 一九一六年五月三日湯河通信次官より幣原外務次官宛参照。
- (41) 同前添付の「御願」参照。なお、川崎造船所と鈴木商店以外の会社は、三井物産、三菱合資会社、東京石川島造船所、浦賀船渠、大阪鉄工所、横浜造船所、播磨造船、山下汽船、宇都宮回漕店、大倉組、高田商会、米井商店である。
- (42) 『中外商業新報』一九一六年四月一九日。また、『東京朝日新聞』一九一六年五月一四日も参照。
- (43) 『東京朝日新聞』一九一六年五月一三、一四日参照。
- (44) 一九一六年五月二三日石井外相より井上駐英大使宛参照。

- (45) 一九一六年八月三一日珍田駐英大使より石井外相宛、一九一六年九月一日珍田駐英大使より石井外相宛「型鋼以外造船材料輸出解禁方ニ関シ英國政府ト交渉ノ件」参照。
- (46) 同前「型鋼以外ノ造船材料輸出解禁方ニ関シ英國政府ト交渉ノ件」。
- (47) イギリス・フランス両軍が西部戦線で開始したソーン攻勢後戦局について、リデル・ハート／上村達雄訳『第一次世界大戦』(フジ出版社、一九七六年)一三五一三七頁、A・J・P・ティラー／倉田稔訳『第一次世界大戦』(新評論、一九八〇年)一三九一四八頁参照。
- (48) 『中外商業新報』一九一六年五月四日、八月一日、一〇月一日参照。
- (49) 『通商公報』第四三卷第三五七号(一九一六年一〇月九日)参照。
- (50) 一九一六年一〇月五日珍田駐英大使より石井外相宛、外務省記録3.4.2.50-26「歐州戦争ノ経済貿易ニ及ホス影響報告書件 英国輸入禁制品ニ関スル件」三。以下、特に断らない限りはこの記録から引用・参照している。
- (51) 一九一六年一〇月六日上山農商務次官より幣原外務次官宛、一〇月六日石井外相より珍田駐英大使宛参照。
- (52) 一九一六年一〇月九日石井外相より珍田駐英大使宛参照。
- (53) 一九一六年一〇月三日大阪莫大小タオル同業組合より石井外相宛「陳情書」、一〇月八日神戸貿易同業組合より石井外相宛「英國輸入禁止ニ関スル請願書」。
- (54) メリヤス輸入禁止がもたらす職工の大量失業への懸念は、当時の新聞でも論じられている。例えば『中外商業新報』一九一六年一〇月二一、二二日、『大阪毎日新聞』一九一六年一〇月九日参照。
- (55) 一九一六年一〇月一〇日横浜輸出協会より寺内外相宛「陳情書」、一〇月一四日東京莫大小同業組合より寺内外相宛「陳情書」参照。
- (56) 一九一六年一〇月三〇日岡田警視総監より寺内外相、後藤内相、仲小路農商務相、神奈川・愛知・大阪・兵庫各府県知事宛「莫大小業者ノ運動ニ関スル件」参照。なお、メリヤス業者の大会は一月八日に大阪の天王寺公園公会堂で開催され、各地から三五〇〇人が集った(日本輸出莫大小同業組合連合会編『日本輸出莫大小同業組合連合会史』莫大小輸出協会、一九一八年、二六頁参照)。
- (57) 『大日本紡績連合会月報』第九〇号(一九一六年一〇月)、石井前掲書、八五五頁参照。

- (58) 注(52)に同じ。
- (59) 一九一六年一〇月一七日寺内外相より珍田駐英大使宛。
- (60) 一九一六年一〇月一一日珍田駐英大使より石井外相宛。
- (61) 注(59)に同じ。
- (62) 一九一六年一〇月三〇日珍田駐英大使より寺内外相宛。
- (63) 一九一六年一一月八日寺内外相より珍田駐英大使宛参考。なお、日本郵船会社は、ドイツ潜水艦攻撃の危険がある中、大戦中もヨーロッパ航路を維持した。日本郵船では定期船船腹の半分と臨時船船腹すべてを日本輸出品積載に充当し、運賃収入は空前の好成績を挙げていた（日本郵船株式会社編『日本郵船株式会社五十年史』同社、一九三五年、二四七～二五〇頁参照）。
- (64) 一九一六年一一月一日珍田駐英大使より寺内外相宛。
- (65) 同前および一九一六年一一月二日珍田駐英大使より寺内外相宛参考。
- (66) 一九一六年一一月一四日上山農商務次官より幣原外務次官宛、一一月一四日寺内外相より珍田駐英大使宛参考。
- (67) 同前参照。
- (68) 一九一六年一一月二日珍田駐英大使より寺内外相宛。
- (69) 一九一六年一一月三日本野外相より珍田駐英大使宛。
- (70) 一九一六年一一月四日珍田駐英大使より本野外相宛。
- (71) 一九一六年一一月五日本野外相より珍田駐英大使宛。
- (72) 一九一六年一一月九日珍田駐英大使より本野外相宛参考。
- (73) Greene to Motono, November 28, 1916, 一九一六年一一月一九日本野外相より珍田駐英大使宛参考。
- (74) 一九一六年一一月三〇日本野外相より珍田駐英大使宛参考。
- (75) 一九一六年一一月三〇日起草「閣議請求案」。欄外には「十一月一日閣議決定」と記載される。
- (76) Greene to Motono, December 25, 1916, 一九一六年一一月一五日本野外相より珍田駐英大使宛、一九一六年一一月一五日本野外相より仲小路農商務相宛「英國ニ於ケル莫大小輸入禁止撤回及本邦當業者ニ諭告方ノ件」参考。

(77) 一九一七年一月一日珍田駐英大使より本野外相宛。

(78) 交渉相手であったランシマンは、日本側からすれば戦時経済統制の推進者に映ったであろう。しかし、彼がアスキス連立内閣の自由党閣僚の一人で自由貿易論者であったことは注意しておきたい（秋富前掲論文、七四頁、テイラード前掲書『イギリス現代史』I、六一頁参照）。ロイド＝ジョージからすれば、船舶統制と輸入制限に対するランシマンの措置はむしろ「優柔不斷と臆病さ」がつきまとっていたくらいであった（D・ロイド＝ジョージ／内山賢次ほか訳『世界大戦回顧録』第四巻、改造社、一九四〇年、一五二一頁）。

(79) ピーター・クラーク／西沢保ほか訳『イギリス現代史一九〇〇—一〇〇〇』（名古屋大学出版会、二〇〇四年）八二頁参照。

(80) 『通商公報』第四八巻第三九五号（一九一七年三月一日）、前掲『日本輸出莫大小同業組合連合会史』二七頁参照。

(81) 籠谷直人氏は、戦前期日本では通商問題が各省間に据え置かれる傾向が強かつたと指摘している（『アジア国際通商秩序と近代日本』名古屋大学出版会、二〇〇〇年、二七頁）。通商政策の不在状況は、本稿が論じたイギリス禁輸政策への対応過程にも当てはまると思われる。